

高野町空き家等情報登録制度要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高野町内にある空き家等の有効利用を通して、町民と都市住民の交流の拡大と移住定住の促進を図るため、空き家等情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等情報登録制度

高野町内に存在する空き家、空き店舗、空き事業所（空き家、空き店舗、空き事業所となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。）に関する登録を目的として、不特定多数の希望者に情報提供を行う制度をいう。

(2) 所有者等

当該空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却若しくは賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 情報提供

空き家等登録申込みのあった貸付・売買希望の情報で、その情報は所有者等からの情報を活用する。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報登録制度以外による空き家等の取引を規制するものではないものとする。

(空き家等の登録の申込み等)

第4条 空き家等情報登録制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、高野町空き家等情報登録申込書に町長が指定する資料を添えて、提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、高野町空き家等情報台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等情報登録制度による情報提供が適当と認める物件については、当該所有者等に対してこの制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者は、当該登録事項に変更があったときは、高野町空き家等情報台帳・登録事項変更等届出書により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家等情報台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は空き家等情報登録の抹消の届出があったときは、当該空き家等情報登録を抹消する。

(情報提供等)

第7条 町長は必要に応じて、空き家の登録情報を高野町ホームページ等に掲載し、情報を提供するものとする。

2 町長は、ホームページ等閲覧者で空き家等利用希望があった場合は申込者に対してその旨連絡する。ただし、空き家等に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとし、町は一切のトラブル等に関与しない。

(個人情報の保護)

第8条 第4条第2項の規定による、高野町空き家等情報台帳に保有する個人情報の取扱いについては、高野町個人情報保護条例に定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。